評議員等及び評議員選任・解任委員 報 酬 規 程

社会福祉法人 金 亀 会

評議員等及び評議員選任・解任委員報酬規程

社会福祉法人金亀会は、定款第8条及び第21条による評議員及び役員(以下「評議員等」という。)の報酬と、評議員選任・解任委員会運営細則第9条による評議員選任・解任委員の報酬(以下「報酬」という。)について、次のとおり規程を定める。

(基本原則)

- 第1条 評議員等及び評議員選任・解任委員は、定款に定める業務を誠実に遂行しなければならない。
- 2 報酬は本部経理区分予算の中から各評議員等及び評議員選任・解任委員に支払うものとする。
- 3 社会福祉法人金亀会が設置・経営する当該施設の長並びに職員が評議員等及び評議員 選任・解任委員の場合には報酬は支給しないものとする。

(理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会の出席)

第2条 評議員等及び評議員選任・解任委員が、理事会及び評議員会並びに評議員選任・ 解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(評議員等の報酬)

- 第3条 理事長が前条以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、 別表2により報酬を支払うことができる。
- 2 理事が前条以外で法人及び施設の運営のため、理事長の命を受けてその業務に あたった場合は、別表2より報酬を支払うことができる。
- 3 評議員が前条以外で法人および施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に あたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 4 監事が前条以外で法人及び施設の運営のため、理事長の命を受けてその業務に あたった場合、及び運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

(費用弁償の支給)

- 第4条 評議員等及び評議員選任・解任委員が、その職務執行の為に法人から居住地若し くは勤務地へと要する帰途の交通費は、法人が支給するタクシーチケットにて賄うもの とする。但し、自家用車等の利用者には支給しない。
- 2 上項以外の職務執行において発生する旅費は、出張旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬の支払方法)

- 第5条 支払いの事実が発生した後、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払うことと する。
- 2 本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできることとする。 (前月の16日から当月の15日までを計算期間とし、当月25日支払日が休日の場合はその前日、その前日が休日の場合は支払日の翌日、支払日の翌日が休日の場合は支払日の前日、その前前日が休日の場合は支払日の翌々日となる。)

(改正)

第6条 本規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成18年4月1日より適用する。

平成29年 4月 1日 改訂

平成30年 3月21日 改訂

別表1 (日額)

名 称	報酬
理事会出席	8,888円
評 議 員 会 出 席	8,888円
評議員選任・解任委員会出席	8,888円

別表2 (日額)

名 称	報酬
理事長業務	22,000円
理事及び評議員業務	22,000円
監 事 業 務	22,000円